平成２２年（フ）第７６号
愛知県岡崎市美合町字五本松６番地３　雇用促進住宅美合宿舎１―404、旧住所愛知県岡崎市上里１丁目７番地37
債務者　遠藤　光春
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
愛知県刈谷市半城土中町３丁目19番地１　半城土中町住宅207号
債務者　北原　一馬
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
愛知県岡崎市美合町字五本松６番地３　雇用促進住宅美合宿舎１―404、旧住所愛知県岡崎市上里１丁目７番地37
債務者　遠藤　紀子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５２号
滋賀県甲賀市水口町名坂180―５
債務者　甲斐　末福
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５３号
滋賀県甲賀市水口町名坂180―５
債務者　甲斐　文子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４４号
滋賀県高島市新旭町安井川1259番地１
債務者　和装丸美こと　岡田美代子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６号
大津市一里山４丁目７番９号　本郷ハイツ102、前住所大津市螢谷８番18号、前々住所大阪府和泉市阪本町379番地の11
債務者　寺口　　章
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
大津市一里山４丁目７番９号　本郷ハイツ102、前住所大津市螢谷８番18号
債務者　寺口美奈子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８号
滋賀県湖南市岩根733番地１
債務者　園田　博美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１号
滋賀県野洲市小篠原1990番地１　中央ハイツエクセレンス312号
債務者　三上　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５号
滋賀県草津市平井５丁目５番17号
債務者　長谷川　心
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９号
大津市山上町２―５　服部荘１―Ｂ号室、住民票上の住所滋賀県草津市野村３丁目６番20号
債務者　**藤**原　玲子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３号
鳥取県倉吉市福庭町２丁目130番地　ジェネスルミエールＣ206
債務者　**宇**和田真弓（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第２１２２号
広島市中区吉島町９番24号
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２３号
広島市佐伯区屋代３丁目24番11―３―201号
債務者　田中　茂幸
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１号
広島市安芸区中野２丁目31番18―103号
債務者　河野　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６号
広島市佐伯区皆賀１丁目７番68―402号
債務者　ワイ工業こと　寄江　昭宏
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで広島地方裁判所民事第４部